

奄美市公営企業管理規程第2号

奄美市専用水道取扱要領を次のように定める。

令和6年5月7日

奄美市水道事業

奄美市長 安田 壮平

奄美市専用水道取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的事項)

第2条 専用水道に係る基本的な事項は、以下のとおりとする。

(1) 給水人数の算定

給水人数（居住に必要な水の供給を受ける者の数）は、常時居住する者の数をもって算定する。この場合において、定員制のあるものは定員によることとし、一般家庭は客観性のある統計に基づく平均世帯員により算定する。

(2) 一日最大給水量の算定の考え方

一日最大給水量は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供する水について、以下の考え方により算定する。

ア 現在の水道施設が設計されたときの設計上の必要水量

イ アの算定水量が存在しない場合、自己水源取水量、水道水受水量等

から算定した水量

ウ イにおいて、取水量（給水量）の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、実績使用者数、一日平均使用時間及び単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定して算出した水量

（３） 水道の数

導管で接続され、かつ、施設が有機的に一体をなし専用水道としての機能を発揮している場合は、当該施設全体を一の水道とする。

（４） 分譲住宅等の専用水道

分譲住宅等に布設された水道については、「分譲住宅等の水道の取り扱いについて」（昭和41年５月28日付け環水第5054号厚生労働省環境衛生局水道課長通知）の要件を満たさない場合は、当該水道は、専用水道に該当せず、水道事業として扱うものとする。

（確認の申請）

第３条 法第33条第１項の確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（以下「確認申請書」という。）によるものとする。

（確認の通知）

第４条 前条の確認申請書を受理し、当該工事の設計が法第５条の規定による施設基準に適合することを確認したときの、法第33条第５項の規定による通知は、専用水道布設工事確認通知書によるものとする。

（工事着手の届出）

第５条 専用水道の布設工事に着手したときの届出は、専用水道工事着手届出書によるものとする。

（水道技術管理者の届出）

第６条 法第34条第１項において準用する同法第19条の規定による水道技術管理者を設置、又は変更したときの届出は、水道技術管理者設置（変更）届出書によるものとする。

(業務の委託の届出)

第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定に基づく業務の委託の届出は、専用水道業務委託届出書によるものとする。

2 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による業務の委託契約の失効の届出は、専用水道業務委託契約失効届出書によるものとする。

3 専用水道業務委託届出書の記載事項に変更が生じた場合の届出は、専用水道業務委託変更届出書によるものとする。

(給水開始前の届出)

第8条 法第34条第1項において準用する法第13条の規定による給水開始前の届出は、専用水道給水開始前届出書によるものとする。

(布設工事を伴わない専用水道の届出)

第9条 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合、専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、専用水道届出書に次の書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 専用水道となるまでの経緯

(2) その他確認の申請に準ずる書類

(記載事項の変更の届出)

第10条 確認申請書の記載事項に変更を生じた場合の届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書によるものとする。

2 前条の専用水道届出書の記載事項に変更を生じた場合についても、前項に準ずるものとする。

(承継の届出)

第11条 譲渡等により設置者の地位が承継された場合、新たに設置者となった者は、速やかに専用水道承継届出書を市長に提出するものとする。

2 前項において、自治会等の団体が承継した場合、当該団体は、管理規約及

び管理体制を記した書面を添付するものとする。

(廃止の届出)

第12条 専用水道が給水人数の減少，施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道でなくなった場合，設置者は速やかに専用水道廃止届出書を市長に提出するものとする。

2 確認を受けた者が工事着手予定年月日の経過後1年以内に布設工事に着手しないときは，当該確認を受けた者に弁明の機会を与え，正当な理由がないと判断される場合は，第4条の確認を取り消すものとする。

(改善の指示等)

第13条 専用水道施設が，法第5条に規定する施設基準に適合しないと認められるとき等に行う，法第36条第1項の規定に基づく改善の指示は，専用水道改善指示書によるものとする。

2 前項の改善の指示を受けた設置者は，定められた期限内に改善するとともに，専用水道改善報告書を市長に提出するものとする。

3 法第36条第2項の規定により設置者に対して水道技術管理者を変更すべきことを勧告するときは，水道技術管理者変更勧告書によるものとする。

4 法第36条第2項及び法第24条の3第6項の規定により専用水道の水道管理業務受託者に対して受託水道業務技術管理者を変更すべきことを勧告するときは，受託水道業務技術管理者変更勧告書によるものとする。

(給水停止命令)

第14条 法第37条の規定により設置者に対して給水の停止を命じるときは，専用水道給水停止命令書によるものとする。

(提出様式)

第15条 この規程の施行に必要な様式等は，別に定める。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか，専用水道の取扱いに関し必要な事項は，

市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。